

若手会員・修習生向け支援メーリングリスト運営要領

1 利用目的

- (1) 弁護士登録後1年未満の弁護士の事務所開設、運営、業務等に関する情報や意見の交換
- (2) 即時・早期独立開業を志望する司法修習生等の事務所開設、運営、業務等に関する情報や意見の交換
- (3) 参加者間の情報や意見の交換

2 登録資格

- (1) 弁護士登録後1年未満の弁護士
- (2) 司法修習生
- (3) 司法修習終了後、弁護士登録をせずに開業準備を行う者
- (4) 司法修習生考試試験に再チャレンジをする者
- (5) 若手弁護士サポートセンターの委員及び幹事たる会員、日弁連担当事務次長、嘱託及び担当事務局職員
- (6) 管理責任者において特に参加を認めた者

3 利用者の公表等

- (1) 本メーリングリストの利用者氏名及び登録アドレス等は、適宜、本メーリングリスト上で公表する。
- (2) 本メーリングリストの質問と回答については、日弁連ホームページ等において、Q&Aという形で、具体的事案・個人が特定されないように編集をした上で公表する。

4 費用負担

利用者は、入会金、会費等の費用負担義務を負わない。

5 入退会

- (1) 参加希望者は、管理責任者の承認を得て本メーリングリストに参加する。
- (2) 利用者は、管理責任者に通知して、本メーリングリストから退会する。
- (3) 管理責任者は、利用者が、7、8の事項について著しく違反した場合には、当該利用者に弁明の機会を与えた上で、利用資格を停止し、本メーリングリス

トから退会させることができる。

6 利用期間

- (1) 弁護士登録後満1年未満の弁護士は本メーリングリストへの登録が完了した日から、1年後の同日の属する月の末日まで。
- (2) 司法修習生は、司法修習開始日から司法修習終了日まで。
- (3) 司法修習終了後、弁護士登録をせずに開業準備を行う者は、本メーリングリストへの登録が完了した日から、1年後の同日の属する月の末日まで。
- (4) 司法修習生考試試験に再チャレンジをする者は、本メーリングリストへの登録が完了した日から、次の司法修習生考試試験の合格発表日まで。

7 投稿の心得

本メーリングリストの利用にあたって、次に掲げるメッセージを投稿しないこと。

- (1) 名誉毀損又は誹謗中傷にわたるメッセージ
- (2) 他人の財産権又はプライバシー等の権利を害するメッセージ
- (3) 専ら営利を目的とするメッセージ

8 遵守事項

本メーリングリストの利用にあたって、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 本メーリングリストに送信されたメールを送信者に無断で転載しないこと。
- (2) ウィルスやスパムなどの破壊的メッセージがメーリングリストに流れることが無いよう、防護対策を十分に施すこと。
- (3) 利用者の回線環境等に考慮し、一通のメールで送信することができる添付ファイル等の容量は、メール本文と合わせて2メガバイト以内とするよう努めること。
- (4) その他、一般にネットワーク利用上のエチケットとして知られている事項を十分に理解し、これを遵守すること。
- (5) 半角カタカナ・機種依存文字等の使用を避け、受信者の多様なIT環境に配慮したメールの作成を心がけること。
- (6) 投稿内容が推察できる題名(件名)を付することとし、無題等、ウィルス感染が疑われる題名の使用は避けること。

9 免責

利用者からの質問に対する回答は一般的なアドバイスであり，利用者自らが責任を持って判断し，回答者はその責を負わないものとする。

10 管理責任者

中井真雄（大阪）

なお，管理責任者は，本メーリングリストの管理事務を若手弁護士サポートセンターの担当事務局職員に委嘱する。

（2016年6月制定）